

仕 様 書

総 則

この仕様書は、宍粟市教育委員会事務局施設整備課(以下「発注者」という。)が令和8年度に購入する宍粟材活用児童生徒用学習機について、必要な事項を定める。

1 件 名 宍粟材活用児童生徒用学習機購入

2 納入場所

納入先及び数量一覧

学 校 名		所 在 地	納入数量	廃棄数量
①	山崎小学校	宍粟市山崎町鹿沢82	41	41
②	山崎西小学校	宍粟市山崎町青木106	3	3
③	山崎南小学校	宍粟市山崎町御名20-2	35	35
④	河東小学校	宍粟市山崎町神谷377	19	19
⑤	神野小学校	宍粟市山崎町田井645-9	6	6
⑥	薦沢小学校	宍粟市山崎町宇野419-1	9	9
⑦	はりま一宮小学校	宍粟市一宮町東市場788	21	21
⑧	一宮北小学校	宍粟市一宮町三方町274	14	14
⑨	波賀小学校	宍粟市波賀町安賀748-2	11	11
⑩	千種小学校	宍粟市千種町千草29	22	22
⑪	山崎西中学校	宍粟市山崎町鹿沢88-2	65	65
⑫	山崎南中学校	宍粟市山崎町金谷40	55	55
⑬	山崎東中学校	宍粟市山崎町三津371	78	78
⑭	一宮南中学校	宍粟市一宮町東市場834	33	33
⑮	一宮北中学校	宍粟市一宮町三方町274	14	14
⑯	波賀中学校	宍粟市波賀町安賀244	12	12
⑰	千種中学校	宍粟市千種町河呂60-5	13	13
⑱	宍粟市教育委員会	宍粟市山崎町中広瀬133-6	4	0
合 計			455	451

納入物品は全て新品とし、物品の納入に伴い発生した梱包材等の廃棄物は、法律に従い適正に処分すること。なお、廃棄する机については、廃棄したことが証明できる資料を提出すること。

3 納入期限

納入期限は、令和9年3月31日とするが、令和9年3月25日午後から31日(基本土日除く)の期間内に各校へ納入すること。

納入及び廃棄引取場所は基本各校の玄関口とする。

4 納入物品仕様

項 目	仕 様
規 格	JIS規格(日本産業規格)に対応するもの
グリーン購入法	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達推進等に関する法律)適合商品であるもの
参考品番	・アイリスチトセ YED-601A-L (大型スチール物入) ・第一工業(株) KS-0180-I (A3収納大型スチール物入) ※穴栗材天板使用 ※同等品可
サイズ	W650mm×D450mm以上 高さ調整が2号～6号に対応するもの ※高さ調整機能付き(可動式 片側一ヶ所のボルト止め) 天板の厚み 22mm以上26mm以下 重量 9.0kg以下
脚部	・メラミン焼付塗装、アクリル焼付塗装または粉体塗装仕上げがされているもの ・グレー色系統(発注者と協議し決定すること) ・脚キャップ付き ・H型(逆T字型)
天板の材質等	・天板表面には穴栗市産コナラ材を積層し、木目・木質感を活かした仕上とすること ・表面は透明ウレタンクリア塗装とし、 完成天板表面の鉛筆硬度は3H以上 とすること ・芯材は穴栗市産杉材による3層CLTとすること ・木材の含水率・接着・積層構成等について、通常使用時の反り、割れ、剥離が生じにくいよう十分配慮すること ・天板とフレームが外れないよう、天板裏のビスの保持力強度に配慮すること (参考:6箇所以上ビス止めされており、ビスの保持力は1本当たり(平均)900N以上) ・天角は安全を配慮してR加工を施すこと ・エッジは木目を残しながら、安全を配慮して面取り(ボーズ面加工等)を行うこと ・天板裏面中央に「森林環境譲与税」を活用して購入している旨が分かる刻印を施すこと (刻印の文言、フォント等については発注者と協議し、決定すること)

納入については、上記4に明記する参考品番とし、同等品可とするものについては同等品以上のものを納入すること。但し、同等品の確認については、同等品確認書を必ず提出すること。その際は、メーカー名・規格・価格を明記し、必ずカタログを添付すること。

5 入札について

入札価格には、既存機廃棄・処分、運搬、納入、梱包材処分などにかかる全ての費用を含めること。

6 保証期間等

納入後、1年以内に通常の使用の範囲内において不具合が生じた場合には、受注者の負担において修理又は取替え等を実施すること。

7 検 査

納入後、市担当職員の検査を受検し合格をもって納品完了とする。

8 支払方法

完了払いとする。

9 その他特記事項

- (1) 納入物品について、穴栗材の出荷証明書及びトレーサビリティが確認出来る資料、天板表面硬度試験結果、JISに準拠(対応)したものが分かる資料、グリーン購入法適合が証明できる資料、揮発性有機化合物放散量の結果適合等証明資料(SDS等)を納入前に提出すること。
- (2) 物品納入に伴い発生した事故、または建築物等に被害が及んだ場合については、速やかに発注者に連絡をするとともに、受注者の責任において誠意を持って対応し現状回復すること。
- (3) 納入時に物品の写真を各校1枚撮影し提出すること。写真は基本各校の玄関で撮影すること。
- (4) 入札後落札者は、内訳書を提出すること。
- (5) 納入数量及び廃棄数量に増減があった場合には変更の対象とする。
- (6) 仕様書に疑義が生じた場合は、市担当職員と協議すること。